

# 会議録

## 平成13年度第1回国民健康保険運営協議会

- 1 日 時 平成13年8月3日(金)午後3時~
- 2 会 場 宇都宮市役所14A会議室
- 3 出席委員名(計17名)  
被保険者代表 阿久津善一、入江陳夫、齋藤光司、相澤美智子、黒崎道男、村田理枝  
保険医・保険薬剤師代表 中田敏良、中田 功、螺良 勉、菱沼昌之  
公益代表 福田久美子、真壁英敏、塩沢慶輔、有馬宏年、山田雅子、峰岸欣子  
被用者保険等保険者代表 大栗利夫
- 4 欠席議員(7名)  
被保険者代表 数又皓之  
保険医、保険薬剤師代表 星 紀彦、天目純生、小林 豊  
公益代表 鎌倉三郎  
被用者保険等保険者代表 岡村通照、田野辺 操
- 5 出席職員  
市民生活部長 / 入江隆三、市民生活部次長 / 横堀杉生、  
国民健康保険課長 / 田中 亮、課長補佐 / 原田 洽、  
險給付係長 / 茂垣治夫、保険税係長 / 小口利行、  
収納係長 / 高瀬英男、管理係総括主査 / 杉本祐光、  
管理係主事 / 山口多賀子
- 6 会議録署名人 螺良 勉、有馬宏年
- 7 書 記 課長補佐 / 原田 洽、管理係主事 / 山口多賀子
- 8 付議事項及びその結果  
報告第1号 平成12年度国民健康保険特別会計の決算状況について(承認)  
報告第2号 平成13年度国民健康保険税の賦課状況について(承認)  
その他(特になし)

事務局	<p>それでは、定刻になりましたので、ただ今から、宇都宮市国民健康保険運営協議会を開催いたします。始めに、市長がご挨拶を申し上げます。</p>
市長	<p>皆さんこんにちは。上着をとったままで、失礼をいたします。本日は、委員の皆様方には、何かとお忙しいところ、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。このたび前任者の任期満了に伴いまして、8月1日をもちまして、委員の皆様にご委嘱を申しあげたところでございます。これから2年間、大変お世話になるわけでございますが、どうぞ、よろしくお願いを申し上げます。</p> <p>さて、現在わが国では、年々医療費が増大をしており、厚生労働省が公表した平成11年度の医療費推計は、前年度より1兆円以上も増え、30兆円余と過去最高を更新しました。これを国民一人当たりいたしますと約24万円でございますが、65歳以上に限って申しあげれば約73万円というものでございます。このため、高齢者医療の扱いを要点とする医療制度改革が必要となっております。</p> <p>政府におきましても、去る6月26日に閣議決定いたしました経済・財政諮問会議のいわゆる「骨太方針」で、構造改革のための7つの改革のプログラムのひとつとして、豊かな生活とセイフティネットを充実するため、保険機能強化プログラムを提示しております。その中で、医療サービスの標準化、ITの活用、患者負担の適正化等医療の近代化・効率化を推進することとしております。</p> <p>本市におきましても、保険税収入の低迷等、厳しい状況にありますが、これまで以上に国民健康保険事業の効率化・健全化に取り組んでまいり所存でございますので、より一層皆様方のご指導とご支援を賜りますようお願いを申し上げます。2年間どうぞよろしくお願いを申し上げます。</p>
事務局	<p>本日の協議会の構成委員数は、被保険者を代表する委員7名、保険医・保険薬剤師を代表する委員7名、公益を代表する委員7名、被用者保険等保険者を代表する委員3名の計24名で構成しております。会議に入ります前に、本日の協議会は、2年ごとの改選後初めての会議でございますので、各委員のご紹介と職員の紹介をいたしたいと存じます。恐れ入りますが阿久津委員から、よろしくお願いいたします。</p> <p>(阿久津委員から大栗委員まで、自己紹介をする。)</p> <p>ありがとうございました。なお、数又委員、星委員、天目委員、小林委員、鎌倉委員、田野辺委員、岡村委員については、欠席の連絡をいただいております。</p> <p>続きまして、職員の紹介に移ります。</p> <p>(所管部長から管理係山口まで、自己紹介をする。)</p> <p>本日の会議は、8月1日をもちまして、新たに市長が委員の委嘱申しあげた最初の会議でございます。新会長が決まりますまでの間、宇都宮市国民健康保険規則第4条の規定に基づき、年長の委員が、臨時の議長になることとなっておりますので、今回は、入江委員に臨時議長をお願いいたします。それでは、恐れ入りますが、入江委員、議長席にお着きいただきたいと存じます。</p> <p>(入江委員、臨時議長席に着く)</p>

臨時議長	<p>それでは、私が年長ということでございますので、会長選出まで、臨時の議長を努めさせていただきますので、どうぞ皆様方のご協力をお願いいたしたいと思ひます。</p> <p>会議次第に従ひまして、議事を進めてまいります、先ず最初に、事務局から定数の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>本協議会の定数は、24名でございますが、本日、17名の委員の出席をいただいております。宇都宮市国民健康保険規則第8条で定められております半数以上の定数に達しておりますので、会議が成立することを報告いたします。</p>
臨時議長	<p>次に、会議録署名人の選出を行いたいと存じますが、議長指名ということをお願いしたいと思ひますが、よろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なしの発言あり)</p>
臨時議長	<p>それでは、署名委員に螺良委員と有馬委員のお二人に、お願いしたいと思ひます。</p> <p>次に、会長並びに会長職務代理者の選出を行いたいと思ひます。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>お手元の資料 1、12頁にございますように、国民健康保険法施行令第5条の規定並びに宇都宮市国民健康保険規則第15条に、会長並びに会長職務代理者の選出方法が明記されております。そこで、公益を代表する委員のうちから選出することになっております。従来、本市では、慣例によりまして、指名推薦の方法により行ってきたところでございます。今回も、指名推薦の方法によって、選出していただければと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。</p>
臨時議長	<p>それでは、ただ今説明がありましたように、会長並びに会長職務代理者を選任することについて、指名推薦の方法により選出するというところでよろしいでしょうか。お諮りをいたします。</p>
委員	<p>(異議なしの発言あり)</p>
臨時議長	<p>それでは、ご異議ございませんので、指名推薦により選出することにいたします。</p> <p>先ず、会長の推薦をお願いしたいと思ひます。</p>
阿久津委員	<p>会長には、塩沢委員が適任と思われまますので、推薦を申し上げます。</p>
臨時議長	<p>只今、阿久津委員から、「会長には塩沢委員をお願いしたらどうか。」という推薦がありました。いかがでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なしの発言あり)</p>
臨時議長	<p>「異議なし。」との発言がございましたので、本協議会の会長には、塩沢委員と決定いたしました。</p> <p>続きまして、会長職務代理者の選任についてでございますが、新しい会長から、ご指名をいただくことでよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なしの発言あり)</p>
臨時議長	<p>ありがとうございます。会長職務代理者につきましては、新しい会長から、ご指名をいただくことといたします。</p> <p>それでは、皆様のご協力によりまして、会長が決定いたしましたので、以上をもちまして、臨時議長を降りさせていただきます。ご協力、誠にありがとうございました。</p>
事務局	<p>入江委員には、ありがとうございます。お席にお戻りいただきたく存じます。</p> <p>なお、市長には、このあと公務がございますので、これで退席いたします。</p>

市長	よろしくお願いいたします。(市長退席)
事務局	それでは、ただ今、会長に選出されました塩沢委員には、議長席にお着きいただいて、ご挨拶をお願いいたします。また、宇都宮市国民健康保険規則第4条の規定によりまして、会長が議長となることになっておりますので、引き続き、会議の進行をお願いいたします。
会長	(新会長席に着く) ただ今、会長にご指名いただきました塩沢慶輔と申します。皆様方には、何かとお忙しい中、ご出席をいただきまして感謝申し上げます。 国民健康保険は、昭和32年の医療保険制度発足以来、わが国の国民皆保険体制の基礎となる制度として、地域住民の健康増進に大きな役割を果たしてまいりました。 しかしながら、もともと高齢者や年金生活者などの低所得者の加入割合が多いなどの構造的な問題を抱えておりますし、長引く景気の低迷等の理由により、国民健康保険税の収納状況は、非常に厳しいものがございます。更に、平成13年度の経済成長も、当初の経済見通しをかなり下回るものと考えられます。 このような中にありまして、国民健康保険事業は、今後、一層厳しい運営を強いられるものと予測されます。市民の皆さんが、安心して、医療が受けられるよう本協議会も、その機能を十分に発揮して、本市国民健康保険事業が、健全に運営できるよう努力していく必要があるかと思えます。 どうか委員の皆様には、今以上のご支援、ご協力を賜りますようお願いを申しあげまして、私の会長就任の挨拶とさせていただきます。以下、すわらせていただきます。
議長	それでは、早速ですが、先ほど会長職務代理者の選任につきましては、会長指名とのご決定をいただいておりますので、私から指名させていただきます。会長職務代理者には、公益を代表する委員との規定によりまして、山田委員をお願いをいたします。皆様のご承認をいただきたいと存じますが、いかがでしょうか。
委員	(異議なしの発言あり)
議長	ご異議ございませんので、会長職務代理者には、山田委員と決定いたしました。ありがとうございました。それでは、山田委員には、よろしくお願いを申しあげたいと思います。一言お願いします。
山田委員	大変いたりませんけれども、引き続き職務代理者をさせていただきます。どうぞ皆さんよろしくお願いいたします。
議長	ありがとうございました。それでは早速議事に入りたいと思います。報告第1号「平成12年度国民健康保険特別会計の決算状況について」と、報告第2号「平成13年度国民健康保険税の賦課状況について」事務局の説明を求めます。
事務局	(資料に基づき説明)
議長	事務局の説明が終わりました。本件につきまして、ご意見等がありましたら、お願いいたします。
大栗委員	2点ばかり、質問ではございません、教えて下さい。 1点目ですが、収入の歳入の関係で、私ども健康保険組合では考えられないですが、私が言いたいことはもうお分かりだと思いますが、当初予算の134億3千万余りと調定額の194

億6千万、これらは、なぜ最初からこのような差があるのか。聞いたところによりますと、収入は、歳入であげても、歳入としてならないので、調定額と歳入をあえて違った数字であげているというようなこともお聞きしております。そうしますと、歳出の際に、調定というものは、当然でてきておりませんから、当然歳入の予算額は、歳入と歳出額を同じような形で算出されるかと思えます。

それから、2点目といたしまして、先ほど4ページで説明していただきました。これはあくまでも質問というよりはお尋ねですが、私ども健康保険組合と政管である社会保険事務所がやっていることは同じであります。現在リストラ関係で、社会保険をやめて国民健康保険に移らなければならない現状ですが、なかなか市役所へ行ってくれない。後になって医者にかかる時に、初めて市役所に行って泣きつくというような風潮が増えております。私どもでは、一体市役所の国民健康保険がどのような形で、保険料がなされているか中身的には理解させていただいたんですが、職員に例えば宇都宮市でいきますと、150万円の収入があり、1世帯で3人家族という場合には、どれくらいの国民健康保険の保険料がかかるのか、そういったある程度の資料的なものがあると助かります。任意継続被保険者というものがございまして、任意継続でかかりますと、国保より安いです。皆さん国保に入る前の1年間、本来は2年間ですけれども、1年間納めて、収入が0になった段階で国保に入る。で、今回から0の形になりますから、大分国保が安くなる。協議会の委員ということで勧められないことですが、国保の方に勧めたいと思うんですが、それには、被保険者の情報として、何らかの形として被保険者、市民の方々に説明ができるようなサンプル的なものが、ないのかどうか。もし、できるのであれば、100万以下はかからないんだということもあります。それとも、最低の支払いはあると思えますが、均等割とか。私ども健康保険組合23ありますが、そういう所にもお話しすれば、好意的に皆さんが対応してくれるのではないかと思います。

それと、保険料の収納状況ですが、はっきり申しあげて私どもは、100%とっております。なかなか困難だと思います。やはり足でかせいで、電話等で相手を説得しなければ、はっきり言って保険証を発行しなければいいという問題ではないと思えます。われわれの被用者と違いまして、事業主が介入しておりますが、市役所の国民健康保険の場合は、大切な宇都宮市民ですので、心ある対応をしていかなければ、たとえ1円でも収入になっていかないのではないかと思いますので、その2点をお願いします。

課長

先ず、2点目から申しあげます。任意継続保険の方が、例えば国保に入る、又例えば150万円程所得があつて新たに入る場合でございまして、確かに宇都宮市だけで申しあげれば、資料等をお作りして、横の連絡を密にしてやることも可能だと思いますが、市町村によりまして、かなり、税率又は均等割等についても違うという背景もございまして、宇都宮市の人に限つてということで、配布等が可能であれば、そういったこともできるのかなと思えますが、全国一律の税率とかでございませぬので、少し研究させていただきたいと思えます。

それと収納率の問題でございましてけれども、一番被用者の保険と違いますのは、国保以外の方ですと、給料天引ということで特別徴収になっているわけでございます。国保は、普通徴収ということで、その他いろいろ未収となる理由はございましてけれども、その辺も大きく被用者保険と違うとことす。これは、先ほど申しあげましたけれども、本来あつてはいけないこと

小口係長	<p>ですので、努力していきたいと思っております。第1点につきましては、係長の方から。</p> <p>第1点について、申し上げます。当初予算額と調定額の差ということですが、これは、厚生労働省あるいは県を通じて予算のたて方というのがまいります。翌年中どれくらい医療費がかかるのか、老人保健拠出金が払わなくてはならないのか、その総額に対しまして、最低必要な予算金額がでます。調定金額につきましては、収納率が関係します。社会保険の方は、お勤めされてますから、給料から全て引かれます。しかし、国民健康保険の方には、ご自分で納めていただくシステムでございます。その関係で、収入金額、調定金額、あるいは予算金額の差というのは、予定収納率を勘案したものでございます。</p> <p>もうひとつ委員さんから、最低限がどのくらいかということがわかれば、それをお示すことによって、より分かるのではないかとということですが、この資料の8ページを見ていただきますと、先ず最高からいきますと、税率等のところで、12年度、13年度の賦課限度額というのが国民健康保険では決まっております。基礎課税分、これは、医療給付金分では、52万円、介護納付金を納める方については別枠として7万円、計最高59万円でございます。逆に最低でございますが、6割軽減がかかる方が、最低でございます。6割軽減する前の金額が、均等割と平等割、20,000円と22,000円、計42,000円となります。その中の6割軽減されると、4割分ですから、16,800円が最低となります。国民健康保険につきましては、他の税目と違しまして、非課税という枠はございません。以上です。</p>
大栗委員	<p>調定は、分かりますが、今回のここに出されている74,127世帯の146,705名にかけられるものが、194億6千万円になりますね。そうしますと、収納はわかりますが、この金額が保険料として市民にかけたお金です。そうすると支出に見合う金というのは、本来はこのお金を頭において支出ですよ。そこで足りないものが結果的に予備費で、落とす以外にないのではないかと私は思いますが、そのところを教えてください。</p>
小口係長	<p>先ほどの件につきまして、必要額が出ます。必要額の国民健康保険税の出し方ですが、必要額に予定収納率（来年は、何%くらい伸びるか努力します。）で、割り戻したものが、調定額でございます。端的にいきますと。</p> <p>（大栗委員分かりました。意外と難しいですね。）</p>
会 長	<p>その他ございますか。委員の皆さんご質問ありますか。</p>
中田(敏)委員	<p>4ページの保険税の収納率ですが、これは、数字を見ても私は、高くはないと思いますが、バックグラウンドがちがうので、比較ができないと思いますが、全国的に見て、これは本当に低いのか平均的なのか、あるいはまあまあなのか、その辺の比較がないと、数字を見ても分かりません。比較があると、いいか、悪いか、アベレージかというのがわかるとと思いますが。</p>
課 長	<p>今後、資料お示しする際に、そういったものも含めてお出ししたいと思います。収納率につきましては、中核市27か8ありますが、本市は低い方でございます。以上でございます。</p>
議 長	<p>そういう比較するデータを、今度出してください。</p> <p>その他、委員の皆様ございますか。</p>
村田委員	<p>基礎的な質問ですが、我が家の場合には、75歳の母がいて、40代の夫婦がいて、子どもが4人です。介護分は、75歳の母は、年金から引かれるのが、1世帯当たり4,400円、で、私と主人は、3,400円の二人分という形で、母の分は母の年金から天引される形で、</p>

村田委員	それから、世帯分というのは、主人の方にかかってくるわけですね。
小口係長	お母さんの場合は、介護第1号被保険者ですので、年金から天引になります。これは定額です。ご夫婦につきましては、第2号被保険者ということで、介護保険の世帯割については、ご主人にかかるということでございます。そのとおりでございます。
議 長	よろしいでしょうか。
村田委員	保険税の中で、所得割、資産割、均等割、平等割とありますが、農家の場合、資産はありますが、所得はない。でも、国保税は丸々かかってくるが多く、現在の資産割33%が、だんだん軽減される方向にあるのでしょうか。
黒崎委員	関連ありますので、この前の農政部会で、この話ができました。まさにそのとおり、資産はあるが収入、所得がない。宇都宮市の場合、他の市町村、他の県に比べて、特に資産割が高いです。資産からは、農家の方は、所得収入はありません。この間大騒ぎになりまして、市に要望を出しました。今日は、言わないと思っていましたが勘弁してください。
課 長	ただ今のご意見ですが、資産割は、資産税で相済みでないかというご意見かと思いますが、地方税法でこの規定になっております。ただ、大都市につきましては、資産割を賦課していない所もあります。県内の49市町村で見ますと、ほとんどこの4方式でございます。2つ程度で資産割がないという状況の所もあるようでございますが、県内においては、そのような状況でございます。全国的に見ましても、宇都宮市と同規模以下ですと、税率の高低差はございますけれども、こういった方式となっております。全国的な傾向といたしましては、資産割は徐々に少なくなる傾向となっております。そういったことをただ今研究しておりまして、国民健康保険税の税率改正等におきまして、ご論議いただいて、あるべき所に落ち着けていただければと思っております。全国的に申しますと、そういった傾向にもございます。以上でございます。
議 長	黒崎委員、そういう訳でございますので、長く研究では困りますが、ご了解ください。
黒崎委員	要望だけで、結構でございます。
議 長	その他、何かご意見がございますか。時間も大分経過しましたが。
福田委員	これは、要望のひとつですが、収納率の推移についても他市と比較したいという意見がございましたが、税率等についても、他市町村との比較がわかれば、審議しやすいかなと思います。8ページの税率のような。 それと、10ページですが、加入者の中で所得の低い世帯が多いようですが、収納率の低い層がどこなにかというのを知りたいものです。多分、いわゆる悪質滞納者というのがいて、多額の裕福なところでも、納めてくれないという話を聞きます。果たして、そういう傾向があるのか。金額の面でいくと100万以下の世帯で、どのくらいの世帯が滞納しているのか、そこが分かれば、どこをどう体制改善していけばいいのかが、分かるかと思っておりますので、その辺の資料もお願いします。
議 長	それは、要望ですか。
福田委員	要望です。
議 長	要望だそうです。その他ございますか。 ございませんようですので、それでは、お諮りいたします。報告第1号及び第2号については、了承することにご異議ございませんか。

委員	(異議なしの発言あり)
議長	ありがとうございます。報告第1号及び第2号は、承認されました。
	次に、その他の事項で、事務局で何かございますか。
事務局	特にございません。
議長	以上で、本日予定された議題は、全て終了いたしました。貴重なご協議をいただき、誠にありがとうございました。今後とも、国民健康保険事業が、円滑に運営できますよう、皆様のご
	協力をいただきたいと思います。と存じます。
	以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。ご苦労さまでした。

(閉会午後4時10分)

## 10 会議録署名

この会議録に、相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

宇都宮市国民健康保険運営協議会

会長 \_\_\_\_\_

委員 \_\_\_\_\_

委員 \_\_\_\_\_